

有効期間 5年(平成36年12月31日まで)

平成31年3月18日

各 部 長 ・ 参 事 官
各 所 属 長 様

警 察 本 部 長
(組織犯罪対策課)

暴力団排除等のための部外への情報提供について（通達）

暴力団情報については、法令の規定により警察において厳格に管理する責任を負っている一方、一定の場合に部外へ提供することによって、暴力団による危害を防止し、その他社会から暴力団を排除するという暴力団対策の本来の目的のために活用することも当然必要である。

本県においては、広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号。以下「条例」という。）が施行され、事業者が、その行う事業に関して書面による契約を締結する場合において、当該契約が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資する疑いがあると認められるときは、当該契約の相手方が暴力団員等（暴力団員及び現に条例第19条第3項の規定による公表が行われている者。以下「暴力団員等」という。）でないことを確認することが求められるなど、暴力団員等を各種取引から排除する仕組みが構築されている。

一方、暴力団は、暴力団関係企業や暴力団と共生する者を通じて様々な経済取引に介入し資金の獲得を図るなど、その組織又は活動の実態を多様化・不透明化させている。

このような情勢を受けて、事業者からのこれらの者に関する情報提供についての要望が高まっており、条例においても、事業者等に対し必要な支援を行うことが、県の責務として規定されているところである。

暴力団排除等のための部外への情報提供については、暴力団排除等のための部外への情報提供について（平成24年2月2日付け広捜四第184号、以下「旧通達1」という。）及び暴力団情報の提供に係る記録の整備について（平成29年12月1日付け、以下「旧通達2」という。）により対応してきたところであるが、平成31年春季組織体制整備に伴い、暴力団対策業務が刑事部捜査第四課から刑事部組織犯罪対策課に移管されるため、旧通達を改正し、平成31年3月20日から施行することとしたので、部下職員に周知のうえ、適切な対応を図られたい。

なお、旧通達1及び旧通達2については、同日限り廃止する。

1 基本的な考え方

(1) 組織としての対応の徹底

暴力団情報の提供について、個々の警察官が依頼を受けて個人的に対応するという

ことがあってはならず、必ず、提供の是非について下記6の(2)に定めるところにより、刑事部組織犯罪対策課長又は警察署長の責任において組織的な判断を行うこと。

(2) 情報の正確性の確保

暴力団情報を提供するに当たっては、4の(1)に定めるところにより、必要な補充調査を実施するなどして、当該情報の正確性を担保すること。

(3) 情報提供に係る責任の自覚

情報の内容及び情報提供の正当性については警察が立証する責任を負わなければならないとの認識を持つこと。

(4) 情報提供の正当性についての十分な検討

暴力団員等の個人情報の提供については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び広島県個人情報保護条例の規定に従って行うこと。特に、相手方が行政機関以外の者である場合には、法令の規定に基づく場合のほかは、当該情報が暴力団排除等の公益目的の達成のために必要であり、かつ、警察からの情報提供によらなければ当該目的を達成することが困難な場合に行うこと。

2 積極的な情報提供の推進

(1) 暴力団犯罪被害者の被害回復訴訟において組長等の使用者責任を追及する場合や、暴力団事務所撤去訴訟等暴力団を実質的な相手方とする訴訟を支援する場合は、特に積極的な情報提供を行うこと。

(2) 債権管理回収業に関する特別措置法や廃棄物の処理及び清掃に関する法律等、提供することができる情報の内容及び手続が法令により定められている場合又は他の行政機関、地方公共団体その他の公共的機関との間で暴力団排除を目的として暴力団情報の提供に関する申合せ等が締結されている場合には、これによるものとする。暴力団排除を目的として組織された事業者団体その他これに準ずるものとの間で申合せ等が締結されている場合についても、同様とする。

(3) 2の(1)又は(2)以外の場合には、条例上の義務履行の支援、暴力団に係る被害者対策、資金源対策の視点や社会経済の基本となるシステムに暴力団を介入させないという視点から、3に示した基準に従いつつ、可能な範囲で積極的かつ適切な情報提供を行うものとする。

(4) 公益財団法人暴力追放広島県民会議（以下「県民会議」という。）に対して相談があった場合にも、同様に3に示した基準に従い判断した上で、必要な暴力団情報を県民会議に提供し、県民会議が相談者に当該情報を告知することとする。

3 情報提供の基準

暴力団情報については、警察は厳格に管理する責任を負っていることから、情報提供によって達成される公益の程度によって、情報提供の要件及び提供できる範囲・内容が異なってくる。

そこで、以下の(1)、(2)及び(3)の観点から検討を行い、暴力団対策に資すると認められる場合は、暴力団情報を当該情報を必要とする者に提供すること。

(1) 提供の必要性

ア 条例上の義務履行の支援に資する場合その他法令の規定に基づく場合

条例の規定に基づき、事業者が暴力団を排除するために、取引等の相手方が暴力

団員等でないことを確認する必要がある場合には、その必要な範囲で情報を提供するものとする。

その他法令の規定に基づく場合についても、当該法令の定める要件に従って提供するものとする。

イ 暴力団による犯罪，暴力的要求行為等による被害の防止又は回復に資する場合
情報提供を必要とする事案の具体的内容を検討し，被害が発生し，又は発生するおそれがある場合には，被害の防止又は回復のために必要な情報を提供するものとする。

ウ 暴力団の組織の維持又は拡大への打撃に資する場合

暴力団の組織としての会合等の開催，暴力団事務所の設置，加入の勧誘，名誉職への就任及び栄典を受けること等による権威の獲得，政治・公務その他一定の公的領域への進出，資金獲得等の暴力団の組織の維持又は拡大に係る活動に打撃を与えるために必要な場合，その他暴力団排除活動を促進する必要性が高く暴力団の組織の維持又は拡大への打撃に資する場合には，必要な情報を提供するものとする。

(2) 適正な情報管理

情報提供は，その相手方が，提供に係る情報の悪用や目的外利用を防止するための仕組みを確立している場合，提供に係る情報を他の目的に利用しない旨の誓約書を提出している場合その他情報を適正に管理することができると認められる場合に行うものとする。

(3) 提供する暴力団情報の範囲

ア 3の(1)のアの場合

条例上の義務を履行するために必要な範囲で情報を提供するものとする。

この場合において，まずは，情報提供の相手方に対し，契約の相手方等が条例に規定された規制対象者等の属性のいずれかに該当する旨の情報を提供すれば足りるかを検討すること。

イ 3の(1)のイ及びウの場合

次の(ア)，(イ)，(ウ)の順に慎重な検討を行う。

(ア) 暴力団の活動の実態についての情報（個人情報以外の情報）の提供

暴力団の義理掛けが行われるおそれがあるという情報，暴力団が特定の場所を事務所としているという情報，傘下組織に係る団体の名称等，個人情報以外の情報の提供によって足りる場合には，これらの情報を提供する。

(イ) 暴力団員等該当性情報の提供

上記(ア)によって公益を実現することができるか否かを検討した上で，次に，相談等に係る者の暴力団員等（暴力団員，暴力団準構成員，元暴力団員，共生者，暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者，総会屋及び社会運動等標ぼうゴロをいう。以下同じ。）への該当性に関する情報（以下「暴力団員等該当性情報」という。）を提供することを検討する。

(ウ) 上記(イ)以外の個人情報の提供

上記(イ)によって公益を実現することができるか否かを慎重に検討した上で，それでも公益実現のために必要であると認められる場合には，住所，生年月日，

連絡先その他の暴力団員等該当性情報以外の個人情報を提供する。

なお、前科・前歴情報は、そのまま提供することなく、被害者等の安全確保のために特に必要があると認められる場合に限り、過去に犯した犯罪の態様等の情報を提供すること。また、顔写真の交付は行わないこと。

4 提供する暴力団情報の内容に係る注意点

(1) 情報の正確性の確保について

暴力団情報を提供するに当たっては、その内容の正確性が厳に求められることから、必ず刑事部組織犯罪対策課に設置された警察庁情報管理システムによる暴力団情報管理業務により暴力団情報の照会を行い、その結果及び必要な補充調査の結果に基づいて回答すること。

(2) 指定暴力団以外の暴力団について

指定暴力団以外の暴力団のうち、特に消長の激しい規模の小さな暴力団については、これが暴力団、すなわち「その団体の構成員が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号）に該当することを明確に認定できる資料の存否につき確認すること。

(3) 暴力団準構成員及び元暴力団員等の場合の取扱い

ア 暴力団準構成員

暴力団準構成員については、当該暴力団準構成員と暴力団との関係の態様及び程度について十分な検討を行い、現に暴力団又は暴力団員の一定の統制の下にあることなどを確認した上で、情報提供の可否を判断すること。

イ 元暴力団員

現に自らの意思で反社会的団体である暴力団に所属している構成員の場合と異なり、元暴力団員については、暴力団との関係を断ち切って更生しようとしている者もいることから、過去に暴力団員であったことが法律上の欠格要件となっている場合や、現状が暴力団準構成員、共生者、暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者、総会屋及び社会運動等標ぼうゴロとみなすことができる場合は格別、過去に暴力団に所属していたという事実だけをもって情報提供を行わないこと。

ウ 共生者

共生者については、暴力団への利益供与の実態、暴力団の利用実態等共生関係を示す具体的な内容を十分に確認した上で、具体的事案ごとに情報提供の可否を判断すること。

エ 暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者

「暴力団員と社会的に非難されるべき関係」とは、例えば、暴力団員が関与している賭博等に参加している場合、暴力団が主催するゴルフコンペや誕生会、還暦祝い等の行事等に出席している場合等、その態様が様々であることから、当該対象者と暴力団員とが関係を有するに至った原因、当該対象者が相手方を暴力団員であると知った時期、その後の対応、暴力団員との交際の内容の軽重等の事情に照らし、具体的事案ごとに情報提供の可否を判断する必要がある、暴力団員と交際しているといった事実だけをもって、漫然と「暴力団員と社会的に非難されるべき関係にあ

る者である」などの情報提供を行わないこと。

オ 総会屋及び社会運動等標ぼうゴロ

総会屋及び社会運動等標ぼうゴロについては、その活動の態様が様々であることから、漫然と「総会屋である」などの情報提供を行わないこと。

情報提供が求められている個別の事案に応じて、その活動の態様について十分な検討を行い、現に活動が行われているか否かを確認した上で情報を提供すること。

カ 暴力団の支配下にある法人

暴力団の支配下にある法人については、その役員に暴力団員等がいることをもって漫然と「暴力団の支配下にある法人である」などの情報提供を行うのではなく、役員等に占める暴力団員等の比率、当該法人の活動実態等についての十分な検討を行い、現に暴力団が当該法人を支配していると認められる場合に情報を提供すること。

5 情報提供の方式

- (1) 3の(1)のアによる情報提供を行うに当たっては、その相手方に対し、情報提供に係る対象者の住所、氏名、生年月日等が分かる身分確認資料、取引関係を裏付ける資料等の提出を求めるとともに、提供に係る情報を他の目的に利用しない旨の誓約書の提出を求めることとする。
- (2) 情報提供の相手方に守秘義務がある場合等、情報の適正な管理のために必要な仕組みが整備されていると認められるときは、情報提供を文書により行うことができる。
これ以外の場合においては、口頭による回答に止めるものとする。
- (3) 情報提供は、原則として当該情報を必要とする当事者に対して行うものとする。
ただし、情報提供を受けるべき者の委任を受けた弁護士に提供する場合その他情報提供を受けるべき者本人に提供する場合と同視できる場合は、この限りでない。

6 暴力団情報の提供に係る記録の整備

(1) 記録の整備の徹底

情報提供の判断を行った際は、別記様式「暴力団情報提供記録簿」への記載等、確実に記録すること。

(2) 決裁

原則として刑事部組織犯罪対策課長又は警察署長が実際に最終判断を下して決裁をするものとする。

ただし、警察署長が行う情報提供について、次の条件に当てはまる場合に限り、警部以上の階級にある暴力団対策主管課長又はこれに相当する幹部において専決処理することも可能とする。

○ 他の行政機関、地方公共団体その他の公共的機関による法令等又は暴力団排除を目的とした暴力団情報の提供に関する申し合わせ等に基づく照会の場合（警察本部長宛文書を除く）

○ 暴力団情報に該当がなく、規制対象者等の属性に該当しない旨を回答する場合

また、情報提供を行うことについて緊急かつ明確な必要が認められる場合においては、事後報告としても差し支えない。

(3) 記録の保存

情報提供に伴い作成された記録の保存年限については、広島県警察における文書等の取扱いに関する訓令に基づき次の通りとする。

ア 暴力団情報提供記録簿

記録年の翌年の初日から起算して5年とする。

イ 規制対象者等属性該当文書

作成年の翌年の初日から起算して5年とする。

ウ 規制対象者等属性非該当文書

作成年の翌年の初日から起算して1年とする。

7 刑事部組織犯罪対策課への協議及び報告

暴力団情報の提供等に関する判断につき、疑義を生じるものにあつては、積極的に下記担当へ質疑し、情報提供に伴う齟齬の防止を図ることとする。

警察署において作成された暴力団情報提供記録簿については、その月の内容について毎月末、刑事部組織犯罪対策課に報告を行うこと。

本件担当	暴力団対策係
警 電	

別記様式

暴力団情報提供記録簿

番号	受付 年月日時	扱 者	情報提供を求めた者 (個人・企業・団体)	要 求 内 容	情報提供 種別・回答 の有無	回 答 内 容	情報提供についての 判断(決 断 裁)	
1	平成 年 月 日 時 分		住居		1		署 長	
			職業		2		副署長 次 長	
			氏名		3		刑事官	
			電話 年齢 (歳)		4		課 長	
					5			
2	平成 年 月 日 時 分		住居		1		署 長	
			職業		2		副署長 次 長	
			氏名		3		刑事官	
			電話 年齢 (歳)		4		課 長	
					5			
3	平成 年 月 日 時 分		住居		1		署 長	
			職業		2		副署長 次 長	
			氏名		3		刑事官	
			電話 年齢 (歳)		4		課 長	
					5			
			以下、同様式で累積する。					

注：情報提供種別欄
の 区 分
(該当項に○印)

1

暴力団員による犯罪，暴力的要求行為等による被害を防止し，又は被害を回復するために必要と認めて提供

2

暴力団の資金源活動や威力誇示行為等，組織の維持拡大や活動を助長する行為を防止するために必要と認めて提供

3

行政や社会経済システムに対する国民の信頼性を確保するために暴力団の介入を排除するために必要と認めて提供

4

上記1～3に当たらないが，警察の情報提供を基礎付ける公益を認めて提供

5

提供せず